

連載

フィールド・アイ

Field Eye

ドイツから—③

京都大学 島田 裕子

Yuko Shimada



ドイツのミュージアム従業員の賃金

ドイツでは、どんな小さな都市でも1つか2つはミュージアム（Museumは博物館・美術館を含む）があり、ベルリンのような大都市になると、その数は一気に増える。しかも、入館料は比較的安い。全部見るのに1日以上かかってしまいそうな大きな美術館であっても、入館料は約10ユーロほど、学生であればその半額である。また、例えばベルリンでは、主要なミュージアムの1日フリーパスや3日間フリーパスがあり、それを使えば、かなりお得に美術館や博物館を巡ることができる。筆者も、初めてベルリンを訪れた際は、世界各国から様々な形で収集された数多くの著名な作品を目の当たりにし、感嘆したものである。どのミュージアムでも、授業の一環として見学に訪れ、教員の解説とともに絵画を鑑賞している小学生のグループを毎回のように目にする。小さい頃から資料集の中の絵画ではなく、本物の芸術に触れることができるとは、なんとも贅沢なことである。このような美術品の数々を、高額の入館料を支払うことなく、比較的手軽に鑑賞することができるのは、きっと、ドイツ国家が文化教育や継承を重視し、経済的な支援を行っているからであり、ひいては納税者たる国民の文化に対する意識も高いに違いない。この点では、日本も見習うべきものがあるのではないかと考えていた。

しかし、どうやら現実には筆者が思っていたようなものとは、若干違うようである。前稿でも触れたように、2015年1月1日以降、ドイツにおいて初めて最低賃金法が施行され、労働者には、1時間あたり最低でも8.50ユーロの給料を支払わなければならないようになった。

これによって、多くのミュージアムが大きな打撃を受けている。実際に、最低賃金法の施行を受け、開館時間を短縮し、あるいは1年のうち一定期間、閉館せざるをえない美術館も既に出てきている。つまり、ドイツのミュージアムの運営は、実はこれまで非常に安価な労働力に支えられてきたのである。一部の団体は、最低賃金をそのまま適用すれば運営が著しく困難になるとして、最低賃金の美術館等芸術分野への適用を制限するよう、法律の修正を求めている。

他方、最低賃金の話とは別に、ミュージアムは、最低賃金法の施行以前より、従業員を通常の労働者としてではなく、見習い（Volontär）として雇うことによって、低コストで運営されてきた。最低賃金法の施行とともに、このような慣習が改めて問題視されている。例えば、「ミュージアムのコレクションの修復作業及び輸送」、あるいは「ミュージアムの一般市民に対する教育プログラム」のためと明記して、学術的な知見を有する「見習い」を募集する博物館もあるが、このような職務は、もはや訓練というよりも、通常のミュージアム業務であり、通常の労働者（学芸員）を雇い入れるべきではないかというのである。しかも、博物館によっては、見習いの募集に際して、大学卒業のみならず、実務的な経験や、既に一定の訓練を行っていることを要件とするところすらある。それにもかかわらず、博物館での見習いに支払われる手当は、時給6.17ユーロから7.37ユーロほどであり、最低賃金である8.50ユーロを大きく下回っている。法律上、見習いを含め職業訓練生（Auszubildende）には、原則として最低賃金法は適用されないが、訓練契約の実質が訓練よりも労働給付の提供に重きを置いており、きちんとした訓練が行われていないと思われる場合には、労働契約として、最低賃金法が適用されなければならない。上記のような博物館の見習いの慣習的な使用に対して、ドイツ労働総同盟（DGB）は、次世代の若者の搾取であり、訓練という名のもとに賃金ダンピングが行われている、と批判する。また、これは最低賃金法の潜脱行為であるとも警告している。DGBによれば、専門的学術知識を必要とするミュージアム職員（学芸員）のポストは、公務の賃金表に照らせば、少なくとも今支払われている額の2倍の給料が支払われなければならない。

このようなミュージアム運営への批判に対して、ドイツのミュージアム団体の代表である Eckert Köhne

は、次のように反論している。まず、見習いは専門的な学術知識を有する働き手であると同時に、彼らは見習いの職を通じてさらに訓練を行うことができる。そのため、ミュージアムが見習いを採用することに問題はない。また、彼によれば、ドイツのミュージアムは、最低賃金法施行以前より、見習いに適切な額の手当を支払ってきた。ドイツのミュージアム団体のガイドラインは、見習いの支払いについて、最低賃金を下回らない額を定めている。もっとも、彼自身、すべてのミュージアムがこのガイドライン通りに支払いをすることができるわけではないと認めており、実際に、ドイツの約半分のミュージアムが、ガイドライン通りの支払いをすることができていない。

しかし、Köhneによれば、問題は、最低賃金法の適用以前に、そもそもミュージアムに資金力がないこと、すなわち、国や地方自治体がミュージアムに対して十分な支援をしていない、ということにある。本来であれば、見習いではなく、通常の労働者を雇い入れて十分な給料を支払うべきところ、先立つものがないために、十分な給料を支払うことができない。国や地方公共団体だけに頼らず、企業のスポンサーから資金を得ればよいのではないかと、という見解もあるが、これも現実的ではない。というのも、華々しい企画展示にはスポンサーがつくかもしれないが、ミュージアムの通常業務まで援助しようというスポンサーはほとんど考えられないからである。その背景には、ミュージアムの通常業務は、やはり国や地方公共団体によってなされるべきであるという認識がある。それにもかかわらず、国や地方公共団体は、今日ますます、ミュージアム等の文化事業に対して、支出を削減する傾向にある。さらに最低賃金法によって、ミュージアムの運営コストが増加するのであれば、ミュージアムは一体どうすればよいのか。

最低賃金法の施行により、正規職員の代わりに見習いを募集する傾向がますます加速し、またミュージアムの展示やプロジェクトを縮小したり、開館時間を短縮したり、また入館料を上げなければならないということが予想される。そうすれば、一般市民にとってミュージアムがこれまで持っていたような魅力は失われてしまうであろう。さらに、監視員や清掃員をアウ

トソーシングするのみならず、館長ですら、もはや専門的な知見のある者ではなく、より給料の安い単なる管理人に置き換えられてしまうかもしれない。

「ミュージアムは、資金提供がなされる範囲でのみ運営可能であり、それ以上のことはできない」とKöhneは述べる。開き直りとも言えるような発言でもあるが、彼は、このようにはっきり述べることこそ、社会的にフェアであると言う。この議論は、もはや最低賃金法や労働法に関する議論ではなく、最終的に、国民が今後どのような形でミュージアムを維持していきたいのか、という問題に帰着する。つまり、祖先から受け継いできた文化的な遺産を、どの程度のコストをかけて維持し、そして享受するのかという問題である。

ドイツは、この問題に対して未だ取り組み姿勢を見せていない。世論としても、従業員に十分な給料を支払わないミュージアムを非難する声が多いが、その背後にあるミュージアムの資金不足については「ミュージアム側で克服すべきもの」と考えているようだ。

この問題に象徴されるように、芸術・文化の分野は、一般企業のような利益追求は望めず、そもそも望むべきものでもない。かといって、そのような「不経済」なものも切り捨ててもよいかという、そういうわけでもないであろう。それにもかかわらず、芸術や文化をどのような形で社会全体で維持していくか、という議論は意外に少ないように思われる。同様のことは、芸術・文化領域に限らず、例えば研究・教育の分野にも当てはまる。「不経済な」研究・教育はどんどん削り、すぐに成果が目に見えてわかるような研究及び教育サービスばかり推進するべきなのか、ということも同様に議論されるべきなのであろう。もしかしたら、目先の利益追求や一見「無駄」に見えるものの節約・合理化ばかりに気をとられ、社会のあり方を長期的な視点で見られないというのは、昨今、世界共通のことなのかもしれない。

しまだ・ゆうこ 京都大学法学研究科准教授。最近の主な著作に「平等な賃金支払いの法理（四）——ドイツにおける労働法上の平等取扱い原則を手掛かりとして」法学論叢 175 巻 3 号 1-29 頁。労働法・社会法学専攻。